



市議会だより

第 33 号

発行／宇佐市議会 発行年月日／平成 15 年 5 月 5 日



シリーズふるさとの遺産



3 月定例会

双葉山の出身地である布津部の海には、大型円柱を中心に小型円柱が六角形に取り囲んだコンクリート製の遺構があります。太平洋戦争時代の宇佐海軍航空隊の標的で、敵艦船に見立て、上空の練習機から模擬弾を投下する訓練をしていました。



宇佐海軍航空隊の標的

平成一五年三月第一回宇佐市議会定例会が、四日から二五日までの二日間、開かれました。開会初日は、時枝市長が平成一五年度の施政方針の説明に続いて、新年度当初予算案（総額一七二億二千九四八万円）、宇佐両院地域市町法定協議会の設置案、環境対策課内の葬斎場建設推進係を、課に昇格するための部課等設置条例改正案など三三議案の提案、説明を受けました。新年度当初予算案は、税収の減少などから、前年度当初比一・一％減の緊縮型。投資的経費は、大型事業の終了で二五・三％減少しました。主な新年度の事業は、南宇佐地区等の急傾斜地崩壊対策事業費（二千一〇〇万円）、四日市商店街の街路灯設置に対する助成（二千六〇万円）、葬斎場新設事業測量委託費（一千四五〇万円）中学校統一的学力向上定着度テスト実施費（九五万円）などとなっています。

◎ ◎

平成一五年度予算案など可決。
宇佐両院地域市町法定協議会設置と
葬斎場建設推進の部課等設置条例可決。

＝おもな内容＝

- 当初予算案等可決 1 ページ
- 市政一般質問 2～6 ページ
- 常任委員会審査報告 6～7 ページ
- 市民の声 8 ページ
- 特別委員会審査報告 8 ページ

議会最終日には、各委員長報告の後、新年度一般会計、特別補正予算など三三議案を賛成多数で原案通り可決しました。また、任期満了に伴う人権擁護委員に、秋月一夫氏（六七）の推薦に同意、東九州自動車道の整備促進を求める意見書を採択し、閉会しました。

市政一般に 対する質問

駅川公民館建設 四日市市街地の活性化を

質問 宮久武雄

問① 駅川公民館建設の時期、実現の見通しは。

答 現在まで五回建設懇話会を開いて意見を集約し、文化会館に隣接して建設したい。一六年度に完成させたい。

問② 市町合併問題をめぐって、法定合併協議会の設置が提案されているが、住民合意、意向が確認されているのか。住民投票で決めるべきでないか。

答 住民意識調査の結果も合併に肯定的であり、住民投票は法的拘束力はないし、考えていない。

問③ 生活道路の改修、特に通学路の改修を急ぐべきでないか。



＝柳ヶ浦小学校通学路＝

答 生活道路の改修は、多くの地区からの要望を真剣に受けとめ、緊急性、安全性を重視、通学路の整備は、四日市、柳ヶ浦地区の早期完成に努める。
問④ 市街地の活性化についての具体策はあるのか。

第一回定例会における一般質問は三月二二日、二三日の二日間に行われて、十一人の議員から質問がおこなわれました。

答 四日市商店街振興組合が取り組む街路灯設置(六六基)、駐車場兼ポケットパークなど支援を行い、官民一体となって短期、中期事業に取り組む。

問⑤ 雇用対策、企業誘致、ダイハツ車体株式会社への働きかけは。

答 ダイハツ車体には、市長や担当職員が重ねて訪問している。緊急地域雇用創出特別基金事業補助金(追加で八〇〇億円)の運用、改善について、県に追加配分があれば、事業の拡大に取り組み、失業者の雇用をすすめたい。

問⑥ 公共下水道の整備、今後の対応策はどうなっているのか。

答 新規処理区の根幹的施設等の規模を決め、全体計画を策定したい。長洲、柳ヶ浦、宇佐地区の整備をはかる。

宇佐市清掃事業組合前課長 恐喝未遂事件について

質問 高橋宜宏

問① 宇佐清掃事業組合前課長恐喝未遂事件について。

(1) 恐喝未遂事件で指名手配された前業務課長とは、どのような人物か。

(2) 暴力団の名刺を配っていたというのは、本当か。

(3) 退職金支給はどうなるのか。
(4) 違法な随意契約が横行していたとい

うのは本当か。
(5) 情報公開条例を安心院・院内と検討できないか。

答 このようなことが起こった事については遺憾に思う。一部事務組合は特別地方公共団体となり、市の行政権が及ばず、答弁は控えさせて頂く。

(提言その1) お隣の福岡県等、全国的には一部事務組合も、情報公開条例制定の波が押し寄せている。清掃事業組合も条例の制定を関係二町と検討を。

(提言その2) 公務員がヤクザと二足のわらじなんて前代未聞。多くの職員が知っていたにもかかわらず、管理者に伝わらなかったのも問題だ。まず宇佐市から早急に「内部告発者保護制度」の導入を。

(提言その3) 宇佐市が試行した、「随契マニュアル」等、契約の透明化を図る入札制度の改革を関係二町と検討を。

(提言その4) 今回とは逆パターンだが、今、全国的に「行政対象暴力」が増加している。滋賀県近江八幡市は条例で業者の不当な要求を拒否し、報告するよう職員に義務づけ、必要なら市長が指名停止などの措置を取る仕組みを導入した。宇佐市も「行政対象暴力」の対策の検討を。

問② 「障害者支援費制度」について。

(1) 支援計画は誰が立てるのか。

答 厚労省の定める事項を勘案し、決定するが、県身体・知的障害者構成相談所の指導により研修を受けた市職員が行う。

(2) サービスを受ける障害者が支払う自己負担額・基準はどうなるのか。
答 障害者及びその扶養義務者の前年の

収入額、所得税額、市民税額などにより決定する。

(3) 市外の人が入居する場合、支援費負担はこの自治体か。

答 障害者の受けるサービスにより違いがあるが、おおむね制度移行直前に居住していた市町村の負担。

(4) 制度移行で大幅な減収になり、運営不能に陥る福祉施設が出始めると思うが対策は。

答 一つの事業において、大幅は減収が危惧されたが、その後、対策として単価の改正が行われた。

市政全般について

質問 山本央桓

問① 行財政改革について

(1) 市遊休地の利用について。

答 その土地の利用計画、法的支障条件等一定の基準を設けた上で処分方法等を検討していく。

(2) 民営化できるものの検討は。

答 今後、施設管理公社の育成も含め、直営から民営化に向け、管理方法の変更を行っていく。

(3) 人材育成について。

答 職員研修制度の充実、職員報奨制度の活用、女性の活用に取り組んできた。今後は大分県市町村職員研修運営協議会の現在の研修実施内容から、より一層充実した人材育成に関するメニューの提言や活用を図る中で具体化していきたい。

問② 広域合併について。

(1) 今後の合併へのステップについて

答 三市町とも本三月議会で法定協議会設置の議決を経て、四月より法定協議会を設置し、協議事項を市民に報告していく。目標としては一六年九月頃合併調印と議決としていくが、少しでも前倒ししていく。合併時期は一七年三月までに行う方向性を確認して進めている。

(2) 検討課題の解決に必要な機関は。

答 最高決定機関である合併協議会で処理していくが、難題については小委員会を調査研究していく。

(3) 新市の

イメージ作

りのため、

柳ヶ浦駅を

宇佐駅に改

名しては。

答 今まで

歴史や財政

面を考慮し

た上で十分

検討していく。



＝ 柳ヶ浦駅 ＝

答 宇佐清掃組合と協議しながら前向きに取り組みたい。

(2) ゴミ袋の有料化は。

答 平成一七年四月の合併をにらみ、両町と同一歩調をとるため、廃棄物原料等推進審議会の中で導入の時期について慎重に検討していきたい。

宇佐市の環境と美化の推進について

質問 佐藤治巳

問① 宇佐市の環境と美化の推進について

(1) 春の清掃デーにおいて水路の溝掃除が慣例化しているが、深さが二メートルを超える箇所もあり、住民が苦慮している自治区も出ている。溝の深さに応じて危険箇所を指定し、行政が対応するべきと思うがどうか。

答 市が主催する行事は、全国市長会等の傷害保険に加入している。また、幹線用水路については管理運営を行っている宇佐土地改良区の各用水路の運営委員会が、かんがい期には水路傷害保険に加入して万一に備えている。今後、関係機関と啓発、安全対策等について協議したい。

(2) 宇佐市は農村部が多く、農繁期にさしかかると主要水路に用水が放流されるが、汚泥の沈殿を防ぎ、ネズミ等の繁殖を防ぐためにも、主要水路には、年中を通して放流できないか。

答 現在、宇佐平野は宇佐西部頭首工、広瀬頭首工、平田頭首工の三頭首工によ

り通水している。

各頭首工

の取水量

は、水利

権により

決まってい

るので、

非かんがい期については幹線水路の維持

管理用水しか通水できない状況である。

(3) 通常の野焼きは禁止されていると思

うが、未だに新建材、ビニール等の有害

物質を焼やし、周辺の民家に迷惑をかけ

ている事例を耳にするが、行政指導はど

うされているのか。

答 ゴミの野焼きは一部の特例を除いて

原則禁止されているが、年間二〇数件の

苦情が寄せられている。通報があればそ

のつど現地に向き適正な処理をするよ

う指導を行っている。また、広報等で啓

発に努めている。

問② 介護保険について

(1) 施設入所待機者の対策とショートス

テイ床の整備の現状はどうか。

答 各施設の作成した入所基準に基づき

必要性の高い入所待機者が優先的に入所

できるように対処している。またショ

ートステイ床は、長期間でのベッド利用者

が増えたことや利用の効率化などで、緊

急時に入所できるベッドの確保が難しい。

(2) 痴保性高齢者の要介護度の認定が低い



＝ 地区内の主要水路 ＝

より公正、公平な認定がなされると思う。認定の更新については、主治医の意見書に変化がなければ、一年と定めている。

ダイオキシン検査の未実施になぜ検査料を払ったのか

質問 用松律夫

問① 合併の是非は住民投票の実施で。

答 いかなる事態が起きても住民投票を

実施する考えはない。

問② 国保と医療問題について。

(1) 食事療養費軽減該当者には全員通知

を。

答 全員への通知を検討していきたい。

(2) 保険料の滞納者で悪質な場合を除き、

正規の保険証の交付を。

答 各課と連携をはかり、特別な事情の

有無を判断する。

(3) 県立病院や中津市民病院、山香町立

病院などと高額委任払協定を結ぶべきで

はないか。

答 締結に向け、協議していきたい。

問③ 介護保険制度について。

(1) 赤字で基金もなければ一般財源から

繰り入れてでも県下十一市で最高になる

保険料の値上げ中止を。

答 考えていない。

(2) 県下唯一やっていない住宅改造費の

補助事業の実施を。

答 考えていない。

問④ 清掃行政について。

(1) 今回の恐喝未遂事件など一連の清掃

事業組合の問題で、警察からどうい

う関

係

を

に

関

与

を

受

け

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

係者が事情聴取をされ、どんな書類が押収されたのか。

答 いったい知らない。

(2) 実施していない検査料をなぜ、業者に支払ったのか。

答 清掃事業組合のことだから差し控える。

(3) 検査していないからと業者に還付請求をしているが、事実か。

答 全く知らない。

(4) 事実は認めるが、関知していないということか。

答 事実かどうかわからない。

(5) ダイオキシンの検査料は日立金属に支払った改造費十二億円の中に含まれているのではないか。

答 清掃事業組合で調査し、報告する。

(6) ゴミ仮置場の建設費四百二十万円は高いと思うが、何故、随意契約より競争入札の方が不利と判断したのか。

答 答弁する必要はない。

問⑤ 市が払った賠償金については議会に報告を。

答 未報告分は陳謝し、今後改善する。

問⑥ 電気生ゴミ処理機の購入補助制度の拡充を。

答 増額に向け、検討したい。

問⑦ 戦争遺跡を活かした野外平和ミュージアムとして全国にアピールを。

答 今後、検討



＝ 平和モニュメント ＝

に値する。

財政問題について

質問 和氣敏彦

問① 機構改革について。

(1) 時代の変化に伴い、実施の方向は。

答 平成一四年度四月に大きく見直し、二、三年様子を見たい。市町村合併ともなれば大幅な見直しも考えられる。

(2) 事務量や健康チェックの職場点検は。

答 事務改善委員会等、全体計画案作成、調整協議後、議会へ提案審議を経て実施。

また、病気休暇、育児休暇者については本人の申し出により、十分把握している。

問② 財政問題について。

(1) 国の平成一五年度、予算編成の骨格は。

答 一、人間力の向上、二、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方、三、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、四、循環型社会の構築・地球環境型問題への対応など

(2) 市の予算編成について、国、県の指導、指摘はあったかどうか。

答 毎年一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、地方債計画、地方税制改正など説明があり、注意点などの指導もある。

(3) 国の三位一体の改革に対する対応は。

答 本年六月に作成が予定されている工程表など、国の動きに注視し、対応する。

(4) 財政基金、経常収支比率、地方債対策はどのようにするのか。

答 財政調整基金は、八億五千万取崩す。経常収支比率は、収入の大幅減により上昇と予想、地方債については「借入額は償還金の範囲内とする」ことを原則に堅持。いづれも年次計画で縮減したい。

問③ 宇佐市農業の見通しと対応について。

答 地域農業の活性化と農業所得の増大を図っている。転作による米、麦、大豆の助成金の交付額は県下でも最大。農業大学からの新規就農は皆無。反面、大学の卒業生、早期退職の就農が見られる。

問④ 宇佐市の環境保全対策について。

答 対策として、不法投棄の防止、環境汚染の監視、美化運動などの推進。産廃は保健所、大気、河川などは、河川工場の排水については、市が調査をしていく。美化運動は、地域住民、ボランティアグループと協力し、推進して行く。

(2) 文化財、遺跡についての環境対策は。

答 管理補助金などを交付し、保存団体による環境整備事業も実施して、史跡などの環境整備に努めている。



＝ 下水処理水 ＝

行財政改革について

質問 中村明美

問① 行財政改革の実現は。

(1) 行財政改革が実現できるか否かの一番のポイントは。

答 行財政改革を遂行していくためには、人材の育成と職員の意識改革が一番重要。

(2) 可燃物収集運搬を民間に委託して七千万円も経費が安くなった原因は。

答 職員の人件費やゴミ収集車両の維持管理費から、民営化に伴う委託料を差し引いた実質的な経費が七千万円の節減となる。

問② 郊外大型店の影響で、商店街では、空き店舗が目立つ。これを利用して高齢者や障害者をはじめとする市民のコミュニティの場を創出してはどうか。

答 商工会議所が、四日市商店街の「空き店舗対策事業」実施に向けて取り組んでいる。「ふれあい」をテーマに高齢者や障害者をはじめ地域住民や観光客をも取り込みながら、日常的な商業活動と一体となって交流空間の創出を、地元商店街、地域住民等と協議しながら取り組んでいく。

問③ 千原寺の宇佐産業高校の茶畑と家畜処理場の跡地に、天瀬のローズガーデンのような農業公園を設置できないか。

答 農業公園を設置することは、現在の財政事情では困難。交通アクセスもよいことから誘致企業の適地と考えている。

問④ 市役所の駐車場は、市民優先である

るべきで、身障者専用スペースに雨よけの設置を。

答 バリアフリーに係る設備は、時代のすう勢であると認識。今後、検討する。

問⑤ 不法投棄の多い海岸を何とかして林海学校が実施されていた昔の状態にもどしたいと考えるが。

答 宇佐市には、長い海岸があり、不法投棄が繰り返されるのが点在している。地域住民、市、県土木事務所が一体となった取り組みで、ごみの撤去、不法投棄防止策の実施、巡回監視を行っている。今後とも、市民一体となって取り組み環境保全に努めたい。

健康寿命を保つ介護予防策の充実を

質問 秋吉瑞枝

問① 高齢者にとって介護保険がすべてではなく、むしろ心身の健康や機能の保持・回復策や寝たきり防止など、医療に頼らない健康寿命の延長など効果的な介護予防策が必要不可欠では。

答 メリハリのある介護予防策の必要性は認識しており、各関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたい。一方、大変な「金食い虫」でもあり厳しい。

問② 介護予防策をより効果的に展開するには、保険福祉センターの必要性は大きいですが、今後の建設目途は。

答 必要性は理解しているが、合併等も考慮しながら検討していく。

問③ 介護保険の認定が厳しくなったと

の不公平感が否めないが、認定基準の見直しについての考えかたは。

答 一五年四月より、痴呆の状態を加味したコンピュータソフトの改正や主治医の意見書などにより、公平な認定が見込まれるので、見直しは考えていない。

問④ 待機者の多い老人施設への入所優先順位は、本当に困っている人や緊急性を勘案するなど、判断基準を作成しては。

答 各施設が作成した評価基準に基づいているので、透明性・公平性は確保されていると思っている。

問⑤ 医療技術の進歩に伴い、若年層の事故や脳疾患など助かる率が高まった一方、その軽微な後遺症が福祉や医療の谷間に残された「高次脳機能障害」に対する新たな対応が急がれるが。

答 早期発見などの一次予防と、個別指導・相談等に応じる。

問⑥ 農業所得増大を目指した、「メロン団地」は、当初より波及効果は望めなかったのでは。

答 四三アールのハウスで、年三・五回の作付けで主に湯布院などに安定した出荷がなされているが、地域定着は厳しい。

問⑦ あさりの稚貝放流は、十年から母貝放流に変更。漁業新興策として、より効果的に実施できないか。

答 放流区域の設定や捕食・採取から守るため一部ネットの設置をしているが、漁業者の意識の向上は欠かせない。引き続き漁場の整備も実施していく。

問⑧ 高齢者世帯の失火防止のため、防火点検・指導の徹底を。

答 年二回、高齢者を含む一三五〇世帯程度、女性消防団員随行で防火診断を実施している。

和間海浜公園の課題と対策は

質問 斉藤文博

問① 宇佐八幡神興フェスタについて。

(1) 成果と反省点は。

答 宇佐市を全国にアピールでき、フェスタに参加した市民と子供たちに感動を与え、奈良市とのパイプもできた。

(2) 観光、文化振興に

どう活かすのか。

答 成果を神仏習合が発祥した宇佐神宮「夏越しまつり」に導入を

検討し、多くの観光客を誘致したいと考えている。

問② 和間海浜公園は漁協の相次ぐ合併で運営に課題が多い、宇佐市の対応は。また、進入路である岩保地区市道の整備を。

答 市民のため重要な施設であり、今後必要な整備と適正管理に努める。また、道路整備は関係機関と対策を協議する。

問③ 学校問題について。

(1) 学校週5日制で一年が経過、成果と課題について教育委員会の見解は。

答 各学校で工夫改善が図られ着実に成果はあがっている。課題は保護者、家庭、



＝和間海浜公園開園式＝

地域の理解がさらに必要と考えている。

(2) 学校評議員制度の成果は。また、意見の集約や情報交換が必要ではないか。

答 地域の声が聞け、学校経営や教育活動を説明できる。必要な取り組みが議論され、学校経営に生かされている。また、意見集約や情報交換は検討課題とする。

(3) 社会体育やスポーツ振興のため、閉校になった長洲高校体育館の使用はできないか。

答 施設管理の都合上、敷地内への立ち入りができなくなる。

問④ 市民図書館について。

(1) 古い雑誌など、リサイクルの考えは。また、リサイクル基準はあるのか。

答 館内で検討し、図書館協議会にも諮って善処したい。

(2) 「本の森号」運行計画の見直し。

答 総合的に判断し、関係者の意見も十分聞いて検討する。

(3) 持ち込み学習の緩和策はないか。

答 勉強しようとしている人を排除したり、避けたりしているのではなく、正しい利用方法を知ってもらいたい。

問⑤ 宇佐市消防団出初め式は、幹部の献身的な努力で、伝統的に実施されているが、もう少し時間短縮ができないか。

答 出初め式は大分県が示したモデル特別点検の要領で実施している。分団長会議に提案し検討してもらおう。

「宇佐市教育の日」について

質問 三浦長男

問① 平成一五年度施政方針から

(1) シロアリ被害の激しい北部中学校は、早急に改築の必要がある。耐力度調査の結果と今後の改築計画は。

答 調査の結果、数値的には危険校舎の範囲であった。今後は、平成一五年度に地質調査をし、県、国とも打ち合わせをしながら、平成一七、一八年度に改築したい。

(2) 「宇佐市教育の日」の期日はいつか。また、小学校だけが対象になっている理由は。

答 五月より毎月一九日に市民に対し、小学校の授業公開を行う。

現在、中学校の問題行動や学方面での課題は、小学校時のもの起因することが多く見受けられる。そこで初年次の今年は、学校開放の手始めとし、小学校から実施する。



＝ 授業公開の様子 ＝

問② 宇佐市のホームページは実に貧弱である。専門のホームページ作成係を置くなりし、内容の充実をはかるべきでは

ないか。

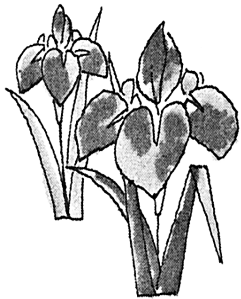
答 平成一五年度に、地域イントラネット基盤整備事業を実施する。この事業の中で、最新の情報提供ができるようなシステムづくりをして、内容の充実したホームページを作成するようにする。なお、平成一五年度より企画課に情報化推進係を新設して、情報化を推進するようにしている。

問③ 次から次に出てくるカタカナ語(外来語、外国語)に戸惑いを感じている人が多い。行政としてどのような配慮をしているか。

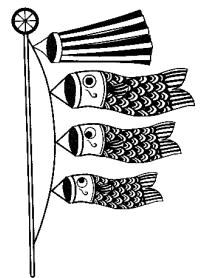
答 カタカナ語を使用するときは、相手や状況に応じた言葉遣いに心がけるとともに、乱用を避けるようにしている。使用する必要がある場合は、注釈や説明をつける等考えている。

問④ 多額の開発費を投入して得た「ライフシテイツののき」の分譲が進まず不良資産化している。販売価格を下げてでも処分すべきではないか。

答 ご指摘のとおり、販売状況は大変厳しい状況にある。開発公社理事会においても、販売価格及び販売方法について指摘を受け、論議されてきた。そこで、公社において、分譲方法等について改善に向けて方策を考え、早期完売に向けて努力する。



常任委員会 審査報告



平成一五年三月第一回宇佐市議会(定例会)において付託されました議案等について慎重審査の結果、つぎのとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

総務

議第一号「平成一五年度分固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について」は、固定資産税の納期を変更するものであり、可決しました。

議第二号「平成一五年度分都市計画税の納期の特例に関する条例の制定について」は、固定資産税に準じて平成一五年度に限り、変更するものであり、可決しました。

議第四号「宇佐市部課等設置条例の一部改正について」は、事務を分掌させるためのものであり、可決しました。

議第五号「宇佐市出張所設置条例の一部改正について」は、四日市出張所を宇佐市四日市コミュニティセンター内に移転するものであり、可決しました。

議第一〇号「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算(第四号)」は、地域イントラネット基盤整備事業、職員退職手当等であり、可決しました。

議第二〇号「平成一五年度宇佐市一般会計予算」は、議会費、総務費、民生費、

隣保館運営及び国民年金費、消防費、公債費、予備費及びこれらに関する歳入歳出費についてであり、可決しました。

議第三一号「宇佐地域消防組合規約の一部変更について」は、宇佐地域消防組合の関係市町の負担金の支弁方法を変更するものであり、可決しました。

請願第二二号「国民・中小企業者に大増税をもちたらず、小泉「税制改革」の中止を求める「意見書」の採択の請願書」は、九月議会において「地方税源の充実確保に関する意見書」を可決しているの

産業経済

議第三号「麻生地区活性化センターの設置及び管理等に関する条例の制定について」は、麻生地区に市内外との交流の場として、また、地域づくりの拠点としての麻生地区活性化センターの建設に伴い、設置場所、管理等に関し、必要な事項を定めるものであり、可決しました。

議第一〇号「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算(第四号)」について」は、

負担金等の増額と、事業確定に伴う減額補正が主なものであり、可決しました。
議第一六号「平成一四年度宇佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第三号)について」は、事業費の確定に伴う増減が主なものであり、可決しました。

議第二〇号「平成一五年度宇佐市一般会計予算について」は、シルバー人材センター運営費補助金、新園芸術興総合対策事業補助金(施設花き対策)、土地改良総合整備事業負担金、長洲集落環境整備事業推進費の舗装工事費及び家屋補償費、ふるさと祭り事業補助金等であり、可決しました。

議第二六号「平成一五年度宇佐市農業集落排水事業特別会計予算について」は、今年度完成する矢部地区処理場の備品購入費、矢部拝田地区の管路敷設工事費等であり、可決しました。

文教福祉

議第七号「宇佐市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について」は、四日市公民館を、新設された宇佐市四日市コミュニティセンター内に移転し、活動を継続するための位置の変更や、公民館運営審議会を一本化するものであり、可決しました。

議第八号「宇佐市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、高齢者の健康増進、教養の向上及び要介護状態の予防のための施設として南宇佐地区に新設されたふれあいプラザを条例に追加したものであり、可決

しました。

議第九号「宇佐市介護保険条例の一部改正について」は、介護保険法の規定により、平成一五年度から平成一七年度までの第二期宇佐市介護保険事業計画期間の第一号被保険者の保険料率を定めるものであり、審議する中、高い保険料は認められないという意見もありましたが、賛成多数で可決しました。

議第一〇号「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算(第四号)について」は、介護保険特別会計繰出金等の増額や保育所運営費等の減額であり、可決しました。

議第一一号「平成一四年度宇佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)について」は、インフルエンザ等による増額と老人医療費拠出金等の減額であり、可決しました。



＝ 文教福祉常任委員会 ＝

議第一三号「平成一四年度宇佐市老人保健特別会計補正予算(第二号)について」は、老人保健法改正等による減額であり、可決しました。

議第一八号「平成一四年度宇佐市介護保険事業特別会計補正予算(第三号)について」は、給付費等の増額が主なものであり、可決しました。

議第二〇号「平成一五年度宇佐市一般会計予算について」は、民生費、衛生費の一部、教育費及びこれらに関する歳入歳出について審査した結果、賛成多数で可決しました。

議第二一号「平成一五年度宇佐市国民健康保険事業特別会計予算について」は本年度は前年度に比べ五・七パーセントの増額であり、賛成多数で可決しました。

議第二三号「平成一五年度宇佐市老人保険特別会計予算について」は、本年度は前年度に比べ八・九パーセントの減額で、主な要因は老人保険法改正によるものであり、可決しました。

議第二八号「平成一五年度宇佐市介護保険事業特別会計予算について」は、本年度は前年度に比べ八・一パーセントの増額となっており、細部にわたり慎重審議した結果、保険料の値上げには反対との意見もありましたが、今後認定や給付費等介護保険事業の適正運営に努力することで、賛成多数で可決しました。

建設環境

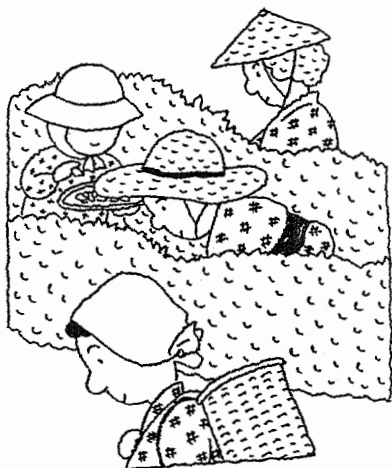
議第一〇号「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算(第四号)」は、県道整備事

業負担金や公共下水道事業繰出金等の減額が主なものであり、可決しました。

議第二号「平成一四年度宇佐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)」は、貸付金元利収入等の減額と一般会計繰入金等の増額であり、可決しました。

議第二〇号「平成一五年度宇佐市一般会計予算」は、衛生費、土木費、災害復旧費及び、主な事業は、小型合併浄化槽設置整備事業補助金、上田、四日市線街路事業、公営住宅建設事業であり、可決しました。

議第二五号「平成一五年度宇佐市簡易水道事業特別会計予算」は、予算総額にして前年度比二六・七％の増額となっているが、これは天津地区の簡易水道建設のための水源試掘調査委託等によるものであり、決定致しました。



市民の声

「明るい選挙」について

今年は一地方選の年。そして、来年はいよいよ宇佐市長・宇佐市議選の年です。

先日、宇佐市でも「明るい選挙」をめざしてキャンペーン活動が行われていました。

その時、ふと『明るい選挙』ってどういう選挙だろう。と考えてしまいました。

様々な考え方があっては思いますが、私にとつての「明るい選挙」とは、投票率の高い選挙であり、不正のない選挙だと思います。どうしようもない理由が無い限り投票に行こうとする強い意識と、お金や物で左右されず、候補の政策や生き様で判断する有権者の良識。それが強化されないと、真の主権在民とはいえないのではないのでしょうか。

私たちの住む宇佐市から真の「明るい選挙」を広げていくために、議員の皆さんにもさらに啓発活動に頑張ってもらいたいと思います。私も一緒に頑張っていきたいと思います。
(三十五才 男性会社員)

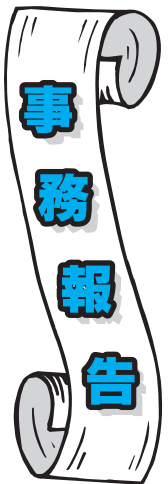
「市民の声」にみなさんの声、意見を寄せて下さい。

(原稿は 300 字以内)

問い合わせ、送り先

宇佐市大字上田 1030 番地
議会事務局

☎ 3 2 2 - 2 3 2 8



平成十四年十二月定例会より、三月定例会における間の事務報告は、次のとおりです。

- 1月21日 静岡県伊東市議会議会運営委員会委員一行が議会運営について調査・研究のため来市
- 1月28日 栃木県鹿沼市議会議員一行が市民図書館の運営状況について調査・研究のため来市
- 1月30日 文教福祉常任委員会開催
- 1月30日 愛知県東海市議会議員が上下水道について調査・研究のため来市
- 2月3日 県北5市議長懇話会が杵築市で開催
- 2月4日 岐阜県可児市議会議会運営委員会委員一行が一問一答について調査・研究のため来市
- 2月5日 福岡県小郡市議会議会運営委員会委員一行が一問一答について調査・研究のため来市
- 2月6日 総務常任委員会開催
- 2月6日 宮城県石巻市議会議員一行がバランスシート導入について調査・研究のため来市
- 2月13日 広域行政圏市議会協議会が東京で開催
- 2月17日 大分県議長会理事会在杵築市で開催
- 2月25日 議会運営委員会開催
- 2月26日 合併問題調査特別委員会開催
- 2月28日 文教福祉常任委員会開催

議会を傍聴しましょう

今度の定例会は六月上旬の開会予定です。

合併問題調査特別委員会

議第三〇号「宇佐両院地域市町合併協議会の設置について」は、合併問題調査特別委員会に付託されました。委員会では、反対意見として、アンケート調査数の不足で民意が反映されていない。時期尚早では。などの意見が出されました。その一方でアンケート数には少し不満だが賛成と必要を合わせると70%に達しており、安心院、院内は議会で可決されたからという賛成意見が出され賛成多数で可決された。



合併問題調査特別委員会

人事案件について

3月定例会において提出された人事案件については次のように決まりました。

◇人権擁護委員

秋月一夫(葛原)

編集後記

国の借金財政を穴埋めのため、国債が個人向けに発行されている。初めて発行されたのはオイルショックの時、その後、先進主要六カ国による第一回の経済政策が話された。今回の国債発行分は減税と公共事業に廻されている。平成一五年度予算は、八〇兆円で編成、割合は税金が五〇兆円、借金が三〇兆円。この借金の穴埋めは赤字国債二〇兆円、建設国債一〇兆円でまかなっている。郵便貯金二三九兆円の利子は、七〇〇兆円の借金にも賄われている。

また、合併により地方財政を再生させようとしている。さらに、産業再生機構の設立で、中小企業や銀行の不良債権処理をおこなっている。今やアメリカの武力攻撃により、世界各国は恐怖と株価の暴落におののいている。日本も二〇年ぶりの八千円台割れ、小泉首相の支持率低下とともに日本も沈没するのでは？

(H・Y)

